

# 行政視察報告書

平成30年10月5日

委員会名		議会運営委員会
参加者	委員長	佐々木 ナオミ
	副委員長	篠原 弘
	委員	川崎 雅一      神戸 秀典      田中 利恵子 奥山 孝二郎      井原 義雄      木村 正彦
	議長	加藤 仁司
	副議長	安野 裕子
期間		平成30年7月26日(木)～27日(金)
視察地、 調査項目 及び概要	兵庫県 芦屋市	<p>1. 議会関係資料のペーパーレス化ほかについて</p> <p>(1) 本市の現状と課題</p> <p>本市議会では、議会改革推進委員会を設置し、その協議の過程で、タブレット端末の導入が会派からの提案により、検討項目となった。タブレット端末の導入については、県内19市中、現在8市が導入または、今年度の導入を予定しており、本市においても導入の検討の必要性は、以前から懸案事項となっている。</p> <p>議会関係で使用する資料は、そのほとんどは紙媒体であり、その量も膨大なものとなっていることから、その印刷や製本コストだけでなく、準備にかかる時間や手間等の人件費も少なくなく、その削減にも繋がるものである。タブレット端末を導入し、ペーパーレス化を実現するとともに、ペーパーレス議会システムにより、クラウドサービスを利用することで、保存された文書をいつでも、さらに、検索機能を使い素早く探し、閲覧することが可能となることから、資料の保存のための作業やそのスペース、探し出す手間も減らすことができる。</p> <p>なお、タブレット端末を導入する場合、初期費用が高額になってしまうこと、タブレット端末の操作を全議員が早期に習得できるようにすること、紙媒体同様に、複数の資料の見比べることができるようにすること等、これら課題について検証や協議が必要とされている。</p> <p>(2) 調査目的</p> <p>芦屋市議会では、議会内情報の集積・活用、議会内のペーパーレス化の促進、事務の合理化・効率化の推進及び市民への情報発信の拡充の4つの目標、並びに経費削減を達成するため、議会のICT化の取り組みとして、ペーパーレス化を目指したタブレット端末の導入と文書共有システムの運用を開始した。</p> <p>平成28年8月から、市議会事務局及び執行機関から議員への案内連絡や資料配布、議会運営委員会や代表者会議等の議会内部の会議の資料等を電子化し、平成28年9月と12月の定例会では、議案書等を従来の紙と文書共有システムの利用の並行運用を行い、平成29年2月の定</p>

例会から紙を廃止したペーパーレス会議の本格運用を開始した。

議会主導による導入だったが、議会 I C T 検討会議には、執行機関の職員も参加し、予算確保等、市長から積極的な協力を得て、市長をはじめとした執行機関側も利用していることが特徴である。

このことから、タブレット導入の概要、ソフトウェアの内容、運用方法、費用対効果、今後の I C T 化について調査する。

### (3) 調査概要

芦屋市議会では、タブレット端末を全議員及び市長をはじめとした本会議に出席する執行機関職員に、同一機種の端末を貸与している。本会議に出席する部長級以上及び市議会事務局も含め12.9インチのタブレットを53台で運用し、セルラー端末方式としても使用可能な機種とした。

ソフトウェアは、クラウドシステムを利用できるもので、そのクラウド上のファイルのフォルダ毎にアクセス権限を設定し、共有ファイル以外にも議会及び執行機関の専用フォルダを設定している。

運用に際しては、適正な管理、使用制限、使用範囲及び禁止事項等を規定した要綱を定めている。また、セルラー端末方式としたことで、各議員への連絡は全てをメールで行うことができ、これにおいてもペーパーレス化を実現した。また、資料のアップロードの連絡もメールで行っている。

費用対効果として、構築費用に約1,500万円、次年度以降の運用費用に約600万円、対して、印刷や配布等にかかる紙代や人件費の削減額は約650万円と、構築費用を除けば、毎年削減できる費用が、毎年の運用費を上回る結果となった。なお、数値化が難しいコストとして、資料の分類整理、保管、廃棄、検索に要する労力・時間も削減でき、連絡や資料配布は時間外でも可能となり、即時性及び利便性の向上にも寄与している。

さらなる I C T 化として、議場にディスプレイを設置し、質問の残り時間やインターネット中継映像を映すとともに、タブレット端末からディスプレイに資料を映し、より分かりやすい質問を行えるようにしている。また、現在では、課長級以上の職員にもタブレット端末を導入することで、常任委員会や執行部内での会議でも利用が促進され、さらなる I C T 化に繋がっている。

### (4) 考察

議会の I C T 化の取り組みとして行った、タブレット端末の導入は、ペーパーレス化だけでなく付随する業務の削減にも繋がり、様々な機器の I C T 化に発展できるものである。

費用対効果の観点からは、導入のための初期費用はかかるものの、その後の維持管理費用は、毎年の削減費用で賄えるものとなっている。初期費用については、新たな回線を設置する等、庁内の通信インフラ構築をするための費用が高額となっており、これをどれだけ抑えることができるかが重要となってくる。

タブレット端末の操作方法については、簡単な研修を受ければ理解できるものであり、すべての議員が使用していることから、議員間で操作方法を共有することで、早期に全議員が操作方法をマスターすることができる。また、必要最低限の機能さえ覚えれば、議場での扱い

		<p>ができないということはない。</p> <p>2画面の同時表示機能等については、現在はソフトウェア等で解決ができ、操作方法さえ理解できれば、2画面を見比べて操作、閲覧することは問題とはならない。</p> <p>最後に、タブレット端末の導入については、執行部と連携して導入することが重要であり、これにより庁内全体のペーパーレス化が一体として実現でき、手間の削減等も効率的に実現できるものである。また、紙媒体の提供とタブレット端末の導入は、同時期に行い、平行して行う期間がないことが望ましい。</p>
<p>兵庫県 宝塚市</p>		<p>1. 議会基本条例制定後の議会改革の現状ほかについて</p> <p>(1) 本市の現状と課題</p> <p>本市議会では、地方分権と市民自治の時代にふさわしい議会のあるべき姿を明文化し、市民が豊かに暮らせる社会を実現することを決意し、平成25年に議会基本条例を制定した。その後、様々な議会改革を進めるとともに、定期的に議会改革に関する委員会を設置し、改革を進めてきた。</p> <p>平成30年度は、議会改革推進委員会を設置し、議会改革推進委員会における答申により、議長から議会運営委員会に諮問事項が示されたところである。</p> <p>また、議会基本条例については、現状において何点か見直しの必要性があるとの意見があり、議会改革推進委員会でも協議が行われるとともに、4年を超えない期間ごとに議会運営委員会で検討を加え、所要の措置を講じることとなっている。</p> <p>これらを踏まえ、議会運営委員会では、議会改革を前進していくため、先進都市の事例をしっかりと研究していく必要がある。</p> <p>(2) 調査目的</p> <p>宝塚市は、阪神・淡路大震災で、多数の死傷者と家屋の損壊等、未曾有の被害を受け、復興はもとより、市議会としても自らの改革にも取り組むとこととなった。</p> <p>また、その後市長が逮捕される事態が連続する等、議会に対して厳しい批判がなされ、執行機関に対するチェック機能の不備が指摘されるようになり、その強化の必要性にも迫られた。</p> <p>従来から、宝塚市議会では、一般質問は活発に行われ、議員提案や議案に対する修正案の提出も積極的に行われているが、このような議員の活動は議会の活性化に繋がっており、議決機関としての議会を考える土壌が形成された議会における、先進的な議会改革の現状を調査することを目的とする。</p> <p>(3) 調査概要</p> <p>宝塚市議会では、平成23年議会基本条例を制定し、その後3回の改定が行われている。平成25年には、市内で放火事件があり、それにより危機管理体制の整備の一条を追加する等、スピード感のある対応が行われている。</p> <p>委員会における議員間の自由討議については、議会本来の役割である市政のチェック機能と政策形成機能の充実をめざして導入し、それにより定例会の審査日程も大幅に変更してきた。通常、議案審査につ</p>

いては、執行部への質疑が中心で、委員会付託、質疑、討論、採決を経ても、議員間で議論する仕組みはなかった。そこで、常任委員会での自由討議を導入し、議員同士が意見を交換することで、議論を深め、合意形成に努めている。具体的には、委員会付託後、議案熟読と会派内の協議の期間を設け、各委員が議案への理解を深めるとともに、課題抽出を行っている。常任委員会も定例会中に2回行い、1回目は詳細な議案説明を受け、同一日に論点の整理を行う、2回目は、論点ごとに質疑を行い、質疑、自由討議、討論、採決を行っている。

政策研究会については、条例案の策定や市長に対する政策提言等を行うため、市議会に設置をしている。これは、市政に関する重要な政策や課題について合意形成に努めることを議会基本条例で定め、具体的には、各会派代表者から申し出のあった研究テーマごとに設置するものとし、設置された政策研究会は、政策提言のため、会派の枠を超えて調査研究する場として位置付けられている。これまでに、宝塚歌劇を市民が身近に感じる政策の研究会や障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる宝塚づくり研究会が設置されている。

反問権については、質疑の内容を確認するためのみではなく、議員から質疑されていない事項であっても、関連事項や当該議案の意思決定に必要と思われる視点の情報を、自ら説明することも可能とするが、議員の意見を批判したり、反論することは認められていない。これにより議案審査が広がるものとされ、一方的な批判もないものとされている。

#### (4) 考察

これまで議会は、活発な議論と個々を尊重しあう民主的な政治姿勢で議会改革に積極的に取り組み、市民に開かれた議会運営に努めてきたが、市民との活発な意見交換や多様な市民参加にも努め、さらにはそのために、議会としても議員間の自由討議を推進し、議会改革に取り組んできた。

また、震災等の経験から、自ら議決機関として議会を考える土壤が形成されており、チーム議会として、まずは市民生活に結果が響く議案審査を最重要案件とし、自らの課題としているものは、後から個人の一般質問として取り上げていく。さらには、会派の枠を超えて、政策研究会を設置し、条例の策定や市長に対する政策提言等を行ってきた。

本市でも、市政の課題を明確に市民に周知し、議会制度改革の推進に努め、より一層の「開かれた議会」を目指し、行政監視機能及び政策立案機能の更なる強化を図り、議会制民主主義の発展に寄与することに努めている。市民福祉の向上及び本市の発展に寄与することを目的に議会基本条例を制定し、今年度は、議会改革推進委員会を設置し積極的に議会改革を推進するとともに、議会運営委員会にもいくつかの諮問事項が示され、協議を行っていることから、先進市の様々な議会改革の取組は今後の議会運営の参考となるものであった。